

(令和元年度第 6 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- 浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 3

- (仮称) 勝連半島南側道路整備事業に係る環境影響評価方法書
 - (1) 事業概要 5
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 6

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業の概要

1 事業名 浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業

2 都市計画決定権者 浦添市長 松本哲治

※対象事業が都市計画に定められる場合において、都市計画決定権者が市町村である場合は環境影響評価手続を都市計画決定権者が行うことができる。

【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業場所 浦添市伊奈武瀬1丁目555番地25地内（現：伊奈武瀬野球場）

4 事業目的

浦添市のごみ処理施設（現浦添市クリーンセンター）は、昭和57年（1982年）12月に竣工し、浦添市内から排出されるごみを処理してきたが、建設後35年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新たな施設を建設する必要がある。そのため、本事業では、新たに新一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）を整備することを目的としている。

5 事業概要

(1) 事業種類 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

※沖縄県環境影響評価条例の別表（第2条関係）13 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

(2) 事業規模 1日当たりの処理能力 約194 t

(3) 施設規模

- ・敷地面積 約2.4ha
- ・焼却施設 処理能力 約97 t/日×2炉
- ・マテリアルリサイクル推進施設 約16 t/5h
- ・その他施設 駐車場等

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

現在、立地している浦添市クリーンセンター建設地は、昭和52年に公有水面埋立免許を得て、浦添市勢理客地先の公有水面を埋立てることにより、確保されたごみ焼却施設の建設用地である。清掃工場は一般的に15年～20年で施設の更新が必要とされること、ごみ焼却を継続しながら新たな施設を建設する必要があることから、埋立当初より、現浦添市クリーンセンター建設地の隣に、将来の建て替え用地を確保していた。

廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）では、ごみ処理施設は市町村単位のみならず広域圏での施設整備を進めていく必要があるとしていることから、浦添市は中城村及び北中城村との間で、平成27年2月からごみ処理の広域化に向けた協議を重ね、浦添市が中城村及び北中城村から地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく「事務の委託」を受け、ごみ処理施設を整備していくことで合意している。平成30年6月27日には「事務の委託に関する規約」を施行し、浦添市による新施設の整備に関する事務が執行されている。

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成31年2月4日 計画段階環境配慮書の県への送付
3月20日 計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出

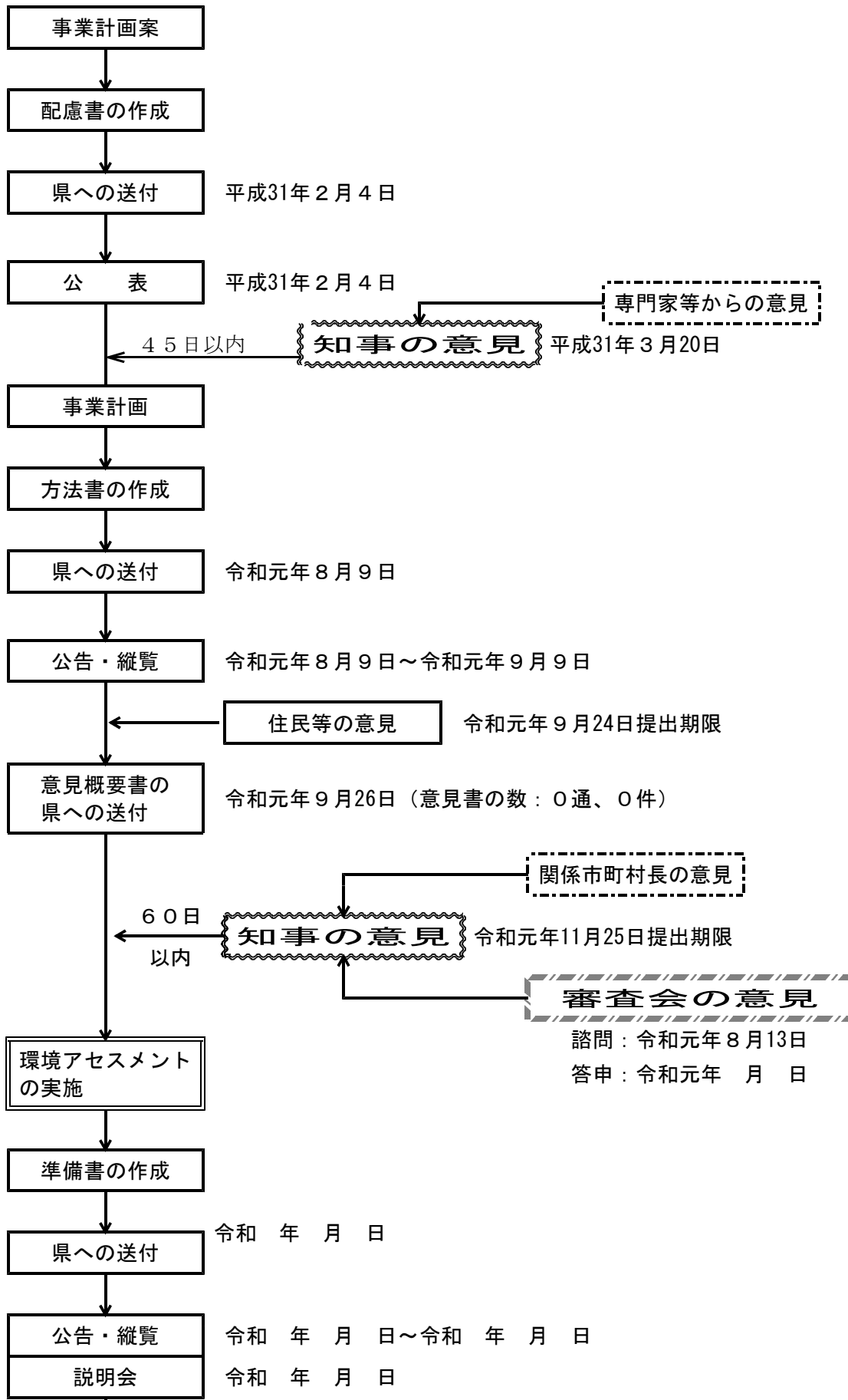
○方法書手続

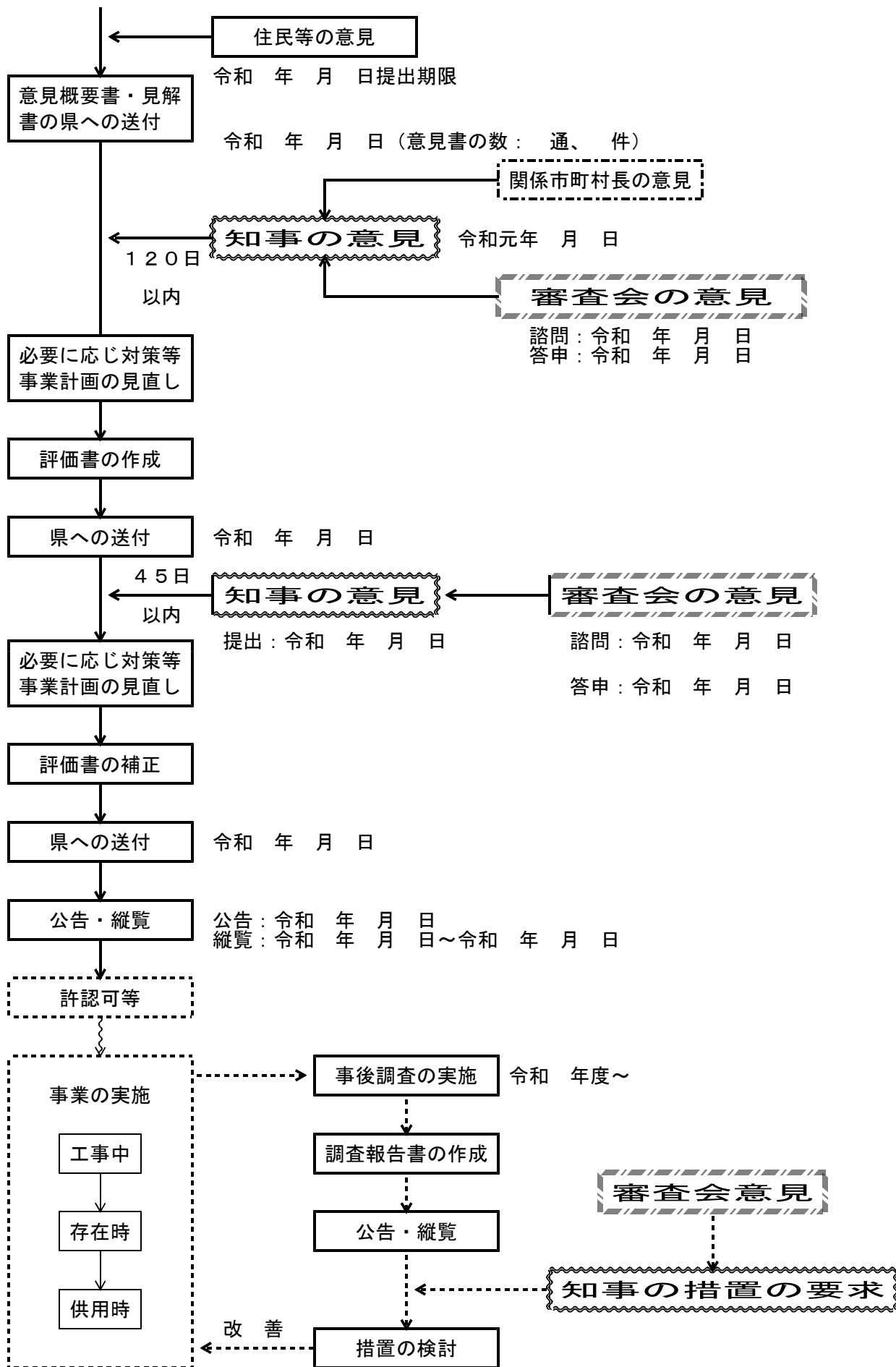
令和元年8月9日 方法書の県への送付
8月9日 方法書の公告・縦覧（～9月9日）
8月13日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
9月26日 住民等の意見の概要書の県への送付

令和元年10月24日
11月25日

第6回沖縄県環境影響評価審査会において答申案の審議
方法書に対する知事意見の提出期限

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ





(仮称) 勝連半島南側道路整備事業の概要

1 事業名 (仮称) 勝連半島南側道路整備事業

2 事業者 沖縄県知事 玉城 康裕

3 事業場所 うるま市勝連南風原、平安名、内間、平敷屋等

4 事業目的

勝連半島には、現在、北側道路として県道37号線、県道与那城具志川線、中央部道路として県道伊計平良川線、県道8号線が整備されている。

本事業は、南側道路として勝連半島南側道路を整備することで、勝連半島内の交通の利便性を向上させ、世界遺産の勝連城跡を中心とした、勝連半島内及び周辺の観光地への移動の円滑化を図り、観光客の誘致、観光資源を活用した多様で魅力ある地域づくりの促進及び観光産業の振興により地域の活性化を図るとともに、災害等により既存の北側もしくは中央部の道路が被災した際の代替道路として防災的な役割を果たすことが目的である。

5 事業概要

(1) 事業種類 道路の新設及び改築の事業

※森林法第5条第2項第1号に規定する森林の区域を通過する一般国道等又は農道の新設の事業

(2) 事業規模 道路延長約 6.1 km (2車線)

道路規格 第3種第3級

設計速度 40 km/h

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

平成10年3月 沖縄県の交通ネットワーク計画マスタープランにおいて勝連半島南側道路が立案される。一般県道与那城具志川線に位置づけられる。

平成21年3月 第3回沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査報告書【将来予測編】において、平成42年度(2030年度)将来交通量が、8,400台/日見込まれる。

平成24年11月 概略設計業務開始

平成24年11月 うるま市より「与勝半島一周道路南岸部の早期整備に関する要請」が沖縄県に出される。

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成31年2月25日 計画段階環境配慮書の県への送付

4月11日 計画段階配慮書に対する知事意見の提出

○方法書手続

令和元年8月1日 方法書の県への送付

8月9日 方法書の公告・縦覧(～9月9日)

8月13日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

9月30日 住民等の意見の概要書の県への送付

10月24日 第6回沖縄県環境影響評価審査会において答申案の審議

11月29日 方法書に対する知事意見の提出期限

(仮称) 勝連半島南側道路整備事業の環境アセスメントに関する流れ

